

武市監告示第 2 2 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項及び武雄市監査基準第 1 5 条の規定によりその結果を公表します。

令和 7 年 1 0 月 6 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項、武雄市監査基準第 1 2 条及び第 1 3 条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象、対象期間

(1) 男女参画・市民協働課

対象期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

(2) 総務課 対象期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

(3) 選挙管理委員会事務局

対象期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

3 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4 監査等の実施場所及び日程

課 名	実施場所	日 程
男女参画・市民協働課	監査委員事務局	令和 7 年 9 月 3 0 日(火)
総務課		令和 7 年 1 0 月 2 日(木)
選挙管理委員会事務局		令和 7 年 1 0 月 2 日(木)

5 監査等の結果

(1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。

(2) 勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘等）

特になし

(3) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

選挙管理委員会事務局については、特になし。男女参画・市民協働課、総務課への事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。